各位

尾道住吉会 会長 福井 弘

### おのみち住吉花火まつり(7月25日(土))当日における 道路・歩道・自店の店先等で露店・屋台等を出店する際の届け出について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

本年のおのみち住吉花火まつりは、来る7月25日(土)に開催の運びとなり、現在準備を進めていると ころでございます。

これまで安全に、そして盛大に実施を続けることができましたのも、皆様の力強いご理解とご協力の 賜物と心よりお礼申し上げます。

さて、<u>花火まつり当日、道路・歩道・自店の店先等で露店、屋台店等を出店する際には、事前に下記の</u>順序で申請手続きが必要となりますので、よろしくお願いいたします。 敬 具

記

### ① 尾道住吉会(花火主催者)へ届け出

花火主催者は、尾道市火災予防条例改正に伴い、出店者の把握が義務づけられており、<u>尾道本通り連合会等団体を通さず、出店を希望される方は</u>、事前に消防署提出予定の『露店等の開設届出書及び略図』の届け出をしてください。当所受付印を押印します。(※届出期限 平成27年7月9日(木)17:00まで) 尚、火気を使用しない場合でも届出が必要です。

| 火気を使用する場合

② 尾道西消防署への『露店等の開設届出書及び略図』申請

(※申請期限 平成27年7月22日(水)16:00まで)

∬ 歩道を含む道路上に出店される場合

③尾道警察書への『道路使用許可』申請

道路交通法に従い、歩道を含む道路上に出店される場合には『道路使用許可』の申請が必要となります。 (※申請期限 平成27年7月22日(水)16:00まで)

※歩道を含む道路上への出店は、安全のため希望する場所への出店が許可されない場合や、許可されても条件が付加されることがあります。

安心安全なまつり運営のために皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上

火気を使用せず、

出店される場合

歩道を含む道路上に

#### お問い合わせ先・提出先

①露店等の開設届出書事前受付

尾道商工会議所内尾道住吉会 土堂 2-10-3 TEL22-2165

- ②露店等の開設届出書申請 尾道西消防署 新浜 1-5-3 TEL22-0119
- ③道路使用許可申請 尾道警察署 新浜 1-7-34 TEL22-0110

# 【申請先】

·「**道路使用許可**」については、

尾道警察署交通規制係 (新浜一丁目 7-34 TEL0848-22-0110)

・「露店等の開設届出書」については

尾道西消防暑(新浜一丁目 5-3 TEL0848-22-0119)

# 【花火主催者(申請の写しの提出先)】

尾道商工会議所内尾道住吉会
土堂二丁目 10-3 TEL0848-22-2165 (担当 堂野・山本・檀上)

# 露店等の開設届出書

			様							年	月	田
				ſ <u>.</u>	虽出者 主所 氏名	Ž.	(電	活			)	
開設期間	自至		月 月	日日	営	業	時	間	開始終了		時 時	分 分
開設場所												
催しの名称												
開設店数					消設	火置	器本	の 数				
現場責任者								(電	<b></b> 言話			)
※ 受	付	欄		*		経			過		欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
  - 4 ※印の欄は、記入しないこと。